

## 「民法（相続関係）等の改正に関する中間試案」に関する意見

東京税理士会

制度部長 芥川 靖彦

調査研究部長 土屋 栄悦

### 第 1 配偶者の居住権を保護するための方策

#### 2. 配偶者の居住権を長期的に保護するための方策

(意見)

配偶者の長期居住権は認めるべきでない。

(理由)

平成 8 年判例で認めたものは配偶者の短期居住権であり、長期居住権についての言及はない。長期居住権は、建物所有権についての新たな制限を設けるものであり、権利関係を複雑にすることになる。配偶者の貢献に基づく居住権の確保の見直しであれば相続分で調整すべきものとする。また、配偶者が亡くなった後に高齢の他の配偶者が単身で居住する場合などは、介護や設備等の観点からも現実的でない。

### 第 2 遺産分割に関する見直し

#### 1. 配偶者の相続分の見直し

(意見)

乙-2 案に賛成である。ただし、婚姻期間 20 年未満の場合の相続分 1 / 2 には、20 年かけて比例的に増加していくようにしていくことを提案する。

(理由)

配偶者の相続権の根拠の一つに、被相続人の財産形成に対する貢献があげられる。この点からは、甲案が理論的ではあるが、婚姻時の財産の把握が困難であるとの理由で採用しにくい。

婚姻期間が長期（20 年が適当と考える。）にわたる場合には、被相続人の財産形成に対する貢献も認められるものと考えられるため、相続分を引き上げることは賛成である。乙-1 案と乙-2 案の比較であるが、債権者等第三者との権利関係を画一的に処理する必要性から、20 年で当然に相続分が引き上げられる乙-2 案が適当と考えられる。

ただし、老齢になった後に再婚した場合など婚姻期間が短いものもあり、婚姻と同時に相続分が 1 / 2 になることには違和感がある。被相続人の財産形成に対する貢献という点

で、配偶者の相続分は時の経過と共に増加して 20 年で  $1/2$  になるようにすることを提案したい。具体的には、婚姻と同時に相続分は  $1/2 \times 1/20 = 1/40$  とし、毎年  $1/40$  ずつ増加していく。そして 20 年目に入ったところ（婚姻後 19 年と 1 日）で、 $1/2$  とするものである。

## 2. 可分債権の遺産分割における取扱い

（意見）

- ① 乙案に賛成である。
- ② 預貯金債権以外の可分債権に、不法行為に基づく損害賠償請求権を含めることには反対である。

（理由）

- ① 実務的には、特に可分・不可分を意識することなく遺産分割協議が行われているのが現状である。遺産分割前には、各相続人による権利行使が原則として認められない結果、甲案よりも遺産分割における処理は簡易になる。遺産分割が行われるまでは、銀行等により、被相続人の預貯金等が凍結されて、相続人の生活等に支障をきたすケースは考えられる。しかし、その生活費等は他の相続人が一時的に負担するなどして、その負担分を遺産分割協議が整った際に清算すれば十分である。
- ② 上記の損害賠償請求権は、司法手続き等で決定しているものだとしても、その権利行使が滞りなく行われる可能性は 100% ではない。したがって、実現可能性の明らかではない債権を遺産分割の対象とするのは妥当でなく、その権利行使が不可能となったときに、相続財産をめぐる新たな係争の原因となるおそれがある。

## 第3 遺言制度に関する見直し

### 1. 自筆証書遺言の方式緩和

### 3. 自筆証書遺言の保管制度の創設

（意見）

公正証書遺言を推進するものとし、自筆証書遺言の方式緩和は行うべきでない。自筆証書遺言の公的機関保管制度の創設は賛成である。

（理由）

自筆証書遺言の検認件数の増加とともに同遺言に関する係争事案も増加傾向にある。法律の専門家に相談することなく作成される自筆証書遺言は、遺言作成時の意思能力や財産の特定が不明確など問題のあるものも多くその有効性に関する係争が増加することにより、円滑な遺産分割の処理を阻害する可能性が高くなる。また、公的機関保管制度は遺言書の紛失、隠匿、変造などを防止し、遺言の法的効力を担保する重要な制度と考える。

## 第4 遺留分制度に関する見直し

### 1. 遺留分減殺請求権の効力及び法的性質の見直し

(意見)

甲案に賛成である。

(理由)

現行法では、遺留分の減殺請求の結果、遺贈等の目的財産は受遺者等と遺留分権者との共有等の複雑な法律関係が生じ、特に、円滑な事業承継が図れないという問題がある。これに対して、試案は、遺留分の減殺請求によって原則として金銭債権が発生するものとしつつ、受遺者等において現物返還を求めることができるとしており、この点は賛成である。

現物返還を求める方法として、試案では甲案と乙案の2案が示されているが、甲案では、金銭債務の全部又は一部の支払に代えて現物返還の意思表示をすることができるとしているのに対し、乙案では、金銭債務の全部の支払に代えて現物返還の意思表示をすることができるとしている。

乙案を採用した場合には、受遺者等の意思表示によって現行法に戻すことになってしまう。その結果、現物返還をする目的物が滅失・毀損・譲渡等されている場合も想定されることや、受遺者等で金銭債務の一部であれば支払うことができる場合に受遺者等の選択肢を狭めることになりかねない。したがって、甲案を支持する。

### 2. 遺留分の算定方法の見直し

#### (1) 遺留分の算定の基礎となる財産に含めるべき相続人に対する生前贈与の範囲に関する規律

(意見)

改正は必要ない。

(理由)

今回の試案では、相続開始以前の一定期間（例えば5年間）以前の前ものは遺留分算定の基礎となる財産の価額に参入しないとのことであるが、この方式であると当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知って、5年以上前に贈与をするようなケースを助長するようなことになりかねない。

## 第5. 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

(意見)

改正は必要ない。

(理由)

甲案及び乙案に共通することだが、貢献に対する金銭の請求権を認めてしまうと、被相続人から財産を継承した相続人は、その金銭請求可能期間が終了するまでは、その継承した財産を自由に処分できないことになってしまう。

乙案によれば、相続人以外の被相続人に対する家族の貢献について、金銭の請求を認めることとなるが反対である。なぜなら、日本の家族の在り方そのものを否定する考え方を民法上に規定することになってしまうからである。日本の家族の考え方はあくまで血のつながりが大前提で成り立っており、その考え方を覆す結果となる。親族同士でさえ争いが多い相続なのに、血のつながりのない第三者が権利を主張することを認めると係争のきっかけになりかねない。

また、被相続人が相続人以外の者の貢献を認め遺産を与えたい場合は、遺贈をすれば良いと考える。

以上